平 成 ２８ 年 度

事 業 計 画 書
（案）

社会福祉法人　光耀会

社会福祉法人　光　耀　会

平成２８年度　事業計画

Ⅰ．総　論

いよいよ今年度より社会福祉法人の改革が行われます。また障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが同時に始まります。

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法の附則では施行後３年の目安にサービスの在り方等に検討を加えるとともに関係法律の改正を行うとともに平成 30 年度に予定されている障害福祉サービス次期報酬改定等に向けて検討が進められています。

当法人の経営の原則は「社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」と規定されており地域における多様なニーズにきめ細かく対応し支援していくことが義務づけられています。

光耀会も今年度中に短期、中長期計画を立て、安定した福祉の援助者を目指していくこととなります。

また一昨年沢谷荘を新築しましたが、その他の各事業所の老朽化も相当進んでいます。同時に利用者の高齢化、職員の高齢化も進んで根本的な対応が迫られています。また新たに社会福祉法人として地域に貢献のできる福祉の在り方を提供する使命を負っています。

例えば

１．　常時介護を必要とする障害者のための新たな支援。
２．　障害者の社会参加のための支援。
３．　高齢障害者の円滑なサービス支援。
４．　本人の望む地域生活の実現のための援助。
５．　地域特性や障害者のニーズに応じた意思疎通の支援。

等地域のニーズに応じた法人独自の支援を創設し、社会貢献できる事業を本年度から目指し、その基盤作りを本年度より法人としていたします。

平成２８年度以降の計画

法人としては社会福祉法等の一部を改正する法律案が今国会で成立したことを受け、体制の整備、福祉サービスの充実、経営組織の管理のガバナンスの強化等を行う。

１．　老朽化施設の増改築
２．　福祉人材確保の促進
３．　光耀会クラブの増改築計画
４．　事業運営の透明化
５．　財務規律の強化
６．　地域における公益性的な取り組みの責務
７．　内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

さらに現在の法人内部の分析を行い、
①どのような法人でありたいか
②利用者に対する基本姿勢はどのようなものか
③職員はどのような人材であるべきか
④地域社会に対しどのような貢献をしていきたいか

以上を含め厚生労働省社会・援護局より出された資料に基づき社会福祉法人光耀会の改革を随時行なってまいります。

【障害者支援施設　沢谷荘】

はじめに

新しい建物に移り２年近くが経過した。日々生活をしていく中で、危険な場所や改善を要する箇所も残っており、近年建て替えを予定している東山荘の良きモデルとなれるように順次施設整備を進めていきたい。また、今年の４月には障害者総合支援法の見直しが行われ、その中でも「利用者の意思決定支援の在り方」「成年後見制度の利用促進の在り方」「支援する人材の確保並びに資質向上の方策」が特に注視される内容となっており、各部署が連携を図りながら利用者支援に生かせるようにする。

職員教育においては、利用者の高齢化に伴う体力低下や機能低下、障害の多様化など様々な個々の状況に沿った支援が行えるよう、施設内（外）研修や資格取得等に力を入れ、対応スキルの向上に努める。また、利用者に対する言葉がけを見直し、初心に立ち戻って支援を行うことで、自然と明るい雰囲気が生まれるように配慮する。

地域との交流では、今年度も狂言鑑賞会や秋祭りを中心に、実習やボランティアの受け入れを積極的に行うことで、地域に於ける社会資源の役割を十分に担いたい。

年度重点課題

１．　主たる事業である「生活介護」「施設入所支援」事業と在宅支援としての「短期入所」「日中一時支援」事業につき、各事業が連携を図りながら円滑に運営できる様に努める。

２．　利用者の高齢化に伴う体力低下及び障害の重度化に伴い、利用者が安心して暮らせるように努める。また、栄養管理については、委託業者との連携を図り、利用者の高齢化に伴う食事形態の変化は基より、発熱などの急な疾病にも柔軟な対応がとれるよう努める。

３．　生活介護及び施設入所支援については、発達障害者を含めた精神障害者への支援や高齢者への支援等、利用者の生活や支援の在り方を随時見直すこととする。また利用者自身が有する力（エンパワメント）を尊重し、それが最大限に生かせるように適切な支援を行う。

４．　施設に於ける生活は利用者主体が原則であり、常に利用者の自己実現を目標と

した支援をおこなうように心掛け、計画立案や契約に伴う利用者の意志確認は、原則として利用者に直接行なう。但し、成年後見人が選定されている場合には、金銭管理を伴う事項及び身上監護に伴う事項に関し、後見人の判断を確認する。また、単身者については成年後見制度の利用促進に努める。

５．　利用者が安心、安全に暮らせる環境を整備する。生活する中で問題となる箇所がないか定期的に確認する。また、日中において自由に出入りできる空間づくりを進め、常に清潔を保持し、必要な箇所には随時メンテナンスを行う。

事業運営

運営業務

１．職員配置

支援員については２．５：１の配置基準で運営している。現在障害支援区分の平均が４．９５であり、基準を下回らないよう職員確保を心掛け、グループホームやホームヘルプのバックアップ施設として応援体制がとれるよう安定した支援体制を確保していく。また、利用者の男女比（男子２６　女子１４）、職員の年齢構成についても長期的にバランスを検討していく。

２．地域移行の促進

地域のニーズとして短期入所利用の需要が高まっている状況から、地域移行が相応しい利用者については随時移行を検討する。

３．人事考課

人事考課による評価が昇給、賞与に反映されるが、一層の支援マニュアル並びに職員行動規範の浸透と福祉関連資格取得の奨励、他事業所への応援意識の向上を啓発していく。

４．防火・安全

避難経路に基づく避難訓練の実施により、利用者の避難誘導に努める。また、公道に隣接した立地であるため、日中のみならず夜間帯においても随時見守りや巡回を行ない、人員掌握に努める。

支援業務

１．個別支援計画の策定と実施

利用者の身体的、精神的な特性を十分に把握し、社会生活を営む一社会人として、価値の多様性を受け止めた内容の支援計画を計画相談と連動させながら立案し実施する。

個別支援計画策定の際はアセスメントからケアプランの作成に至る過程において、利用者及び保護者（後見人等）との面談により、利用者の自己実現に向けたニーズに沿った計画を策定し実施する。また、必要に応じて関係者会議を実施し適宜見直す等、状態に応じた支援を提供していく。

２．支援状況の連絡、報告

面会日等に利用状況を保護者等に報告する。面会が困難な保護者等に関しては、電話連絡及び報告書による連絡等で対応する。

事業別計画

１．生活介護事業（日中活動の支援）

事業開始日　平成２０年１０月１日

定員　５０名（現員　４７名）※平成２８年４月１日現在

事業の目的

適切な環境と管理のもとに、利用者の能力と特性に応じた支援を行ない、日中活動の場として利用者の自立と社会活動への参加を促進する為に、個別支援計画に基づき必要なサービスを適切に行なう。特に利用者の高齢化、重度化が急速に進んでいる状況で、個々のニーズに沿った支援を提供する。

主な事業概要

・食事の提供（身体機能、病状、年齢に合わせた食事の提供）
・毎日の入浴又は清拭・シャワー
　※　一部特殊浴槽の利用
・身体介護、排泄介助
・機能訓練（平島病院等を利用）
・創作活動（外部講師を依頼）
・生産活動（主に公園清掃・農作業・古紙回収等）
　※　スクラムとの共同作業を実施
・余暇支援（外出、音楽療法、スポーツ等）
・健康管理、服薬管理
・通院、処置、入院中の支援
・利用者又は家族に対する相談及び助言

２．施設入所支援事業（夜間の支援）

事業開始日　平成２０年１０月１日

定員　４２名（現員　４０名）※平成２８年４月１日現在
事業の目的
　適切な環境と管理のもとに、利用者の能力と特性に応じた支援を行ない、個別支援計画に基づき、住まいの場としての必要なサービスを提供する。

主な事業概要
・食事提供
・身体介護、排泄介助
・余暇支援
・健康、服薬管理
居室
　個室（11.17 ㎡、収納部分を除く）の提供とＴＶの設置により、プライバシースペースとゆとりある生活空間が確保されているので、今後は利用者個々の個性に応じた個室環境づくりを推進する。

３．短期入所事業

事業内容

　地域に開かれた社会資源の一つとして、家族の緊急時や利用者の希望により可能な範囲で調整して受け入れることを基本とする。短期入所受け入れに際し、利用される方には希望や能力に応じた支援内容に関し、本人及び家族の意向を基に個々の支援計画を作成し、多様なニーズに対応していきたい。今年度も日中活動事業所との情報共有に努め、ニーズの充足に応えていきたい。また、長期の利用者については入所及びGHへの移行に向けた方向付けを計画する事で、利用待機者や地域の利用者が利用しやすい環境の整備に努める。

業務別計画

１．医療支援業務

業務内容

（１）検診・検査・予防接種
　健康診断（６月・１１月）
　　診断項目
　　・循環器検診（心電図）
　　・結核・肺がん検診（胸部レントゲン）

・一般検査(血液、尿、血圧、肥満度)CRP（炎症反応）
・年一回、４０歳以上の利用者を対象にＣＥＡマーカー
歯科検診（６月）
インフルエンザワクチン予防接種（１１月）
その他の検診（必要に応じて実施）
・頭部ＣＴ
・乳癌、子宮癌検診
・眼科検診
・耳鼻科検診

（２）感染症対策

感染発生時、個室化により拡散防止が可能になった。その環境を充分生かし、手洗いやうがいの徹底及びマニュアルに基づく日常の消毒と初期対応の職員への周知も図り、感染予防に努める。

（３）嘱託医による往診

毎月第１火曜日　１７：００～（有馬高原病院）

２．栄養管理業務

業務内容

栄養士を中心に委託業者との連携を図り、安全衛生に留意しながら利用者個々に応じた食事を提供する。また、高齢化や疾病等に対応した食事が適宜提供できるよう調整していく。

（主な管理業務）

①	栄養管理	食事箋の管理、嗜好調査の実施、検食の実施等
②	調理作業管理	治療食の調理に対する指示等
③	材料管理	食材の点検等
④	設備管理	設備の修理、調理器具・食器・備品の確保等
⑤	衛生管理	衛生管理の点検・確認等
⑥	労務安全管理	検便結果の確認等

３．その他の事業計画

（１）研修計画

職員全員が資質向上を目指し、部署や立場に応じた研修に目的意識を持って参加することとする。特に強度行動障害等の支援技術向上の研修には積極的に参加し、困難な処遇に対しても適応出来るスキルを身に付ける。研修報告は、内容に応じて施設内研修の一環として支援会議で報告し、周知することとする。

（２）会議

①調整会議

管理者、サービス管理責任者等を中心に、各部署責任者及び議題に関わる職員で構成する。施設全体に関わる問題や懸案事項について協議し、その対策及び改善を図ることを目的とする。

②支援課会議（ケース会議）

主に個別支援計画の経過報告と見直しについて取り上げる。月に一回開催するが、緊急の課題等については随時会議を招集する。年度末には利用者全員を対応としたモニタリングを実施し、新年度にむけて支援計画作成作業を行う。その際は栄養士、看護師等他職種も出席する。

③栄養管理委員会

栄養士、委託業者、管理者、支援員等により給食全般について問題点を出し、給食環境の改善に取り組むこととする。

④虐待防止委員会

管理者を中心に適宜招集し､ケースにより第三者にも出席を依頼する。また、虐待防止のための計画や体制作り、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と総括を円滑に行ない、より施設内における虐待事例の見直しと情報発信に取り組み、職員の啓発を図ることとする。

（３）苦情解決

苦情処理システムが有効に機能するためには、気軽に意見や要望について利用者や保護者等の声が聞ける環境を整備することが大切である。保護者等については、面会日や行事などにおいて、直接話せる機会を設けることで一層の関係の構築を図っていきたい。利用者については自治会活動を通して要望等を聞き取るようにする。意思の疎通が困難な利用者には、より保護者と相談する機会を多く持つよう配慮する。また、第三者委員と利用者の定期的な面談を継続し、意見や要望の一層の掌握に努め、放棄や放任、心理的、身体的、性的、経済的虐待が生じないように配慮すると共に、職員個々の利用者に対する人権擁護意識の高揚を図っていきたい。本年度も、年２回（１０月と３月）の予定で、苦情解決関係職員と第三者委員を交え、施設の苦情や利用者の要望全般に対する取り組みについて話し合う機会を持ちたい。

苦情解決責任者　　管理者
苦情受付担当者　　サービス管理責任者
第三者委員　　岩脇　志保子（主任児童委員）

（４）防災関連

日頃よりスプリンクラー、自動火災報知設備、誘導灯や避難経路の障害物の有無等の点検を心掛ける。また、月に一回実施される避難訓練や、年二回実施の消防署員立会の訓練などを実施することで、利用者には避難時の自主的避難の意識付けや、職員の防災意識向上に努める。また、出火場所等、状況に応じた避難経路の確保も課題として取り入れる。

避難訓練を毎月一回実施（夜間想定二回／年）
通報・消火・搬送訓練各二回／年
消防総合訓練（二回／年）

（５）実習・ボランティア受け入れ・地域交流行事

地域の財源としての人材育成に積極的に協力する。実習を受け入れる事で、職員も業務の内容を振り返り、基本スタンスを再認識できる機会になる様心掛ける。

ボランティアについては、行事等における団体毎の依頼を主とするが、定期ボランティアとして実習生からボランティアへの流れも確保できるようにし、育成方針、育成体制を構築していきたい。

地域交流行事としては秋祭りを１０月に、狂言鑑賞会を１１月に予定しているが、地域の小学校にも案内する予定である。

主な実習依頼関係機関及び学校

介護等体験実習

依頼者　　兵庫県社会福祉協議会
期　間　　年間を通して受け入れ

関西学院大学
兵庫教育大学

保育実習

湊川短期大学保育実習

【障害者支援施設　東山荘】

はじめに

障害者支援の在り方はここ数年で大きく変化しており、施設の在り方も問われている。施設職員も地域社会の構成員として、ふさわしいモラルや倫理観を伴った行動が期待されており、利用者やご家族、地域住民の皆様からの信頼や満足を向上させるための支援内容の提供や行動・貢献活動を実践していくこともコンプライアンスに含まれると考える。地域社会と調和しながら法人が発展していくことが必要であり、法人の経営理念を実現するためにリスクマネジメントやコンプライアンスを推進することは不可欠である。コンプライアンス意識の向上を図っていきたい。建て替えについては、時期を見極め、土地の確保を行い、慎重にすすめていく。

年度重点課題

１．　一人ひとりの思いをしっかりと受け止めながら、柔軟な発想で、必要な新しいサービスを作っていく支援を心がける。個別支援計画においては、個別のニーズに向き合い、安心と満足感が得られ、自分らしく生活していただくために必要なサービスを提供し、支援する。

２．　支援の本質は人間関係であり、信頼関係である。しっかりとした人間性の上にたった支援や介護をしないと、サービスの質の向上にはならない。支援現場において、虐待や差別が行われてはならない。常に危機感をもち、虐待防止に努める。
　また、働きやすい職場環境を形成するために、一人ひとりが個性や能力を発揮し、安心して働くことができる施設風土づくりと職場環境の整備を進める。

３．　施設職員が地域社会の一員としてどのような活動をすれば地域に貢献できるのか、頼りにされるのかを考え、職員が地域活動に出向き、地域のニーズに応える活動を積極的に行う。地域との絆を深めながら地域とともに歩む事業運営を行う。

事業運営

運営業務

職員が、組織の一員としての自覚と責任をもち、他の職員と協力しながら業務改善に取り組む。コンプライアンスの重要性を職員に周知徹底するための、研修を随時実施し、コンプライアンス意識の向上を図っていきたい。

また、地域の社会資源として地域から信頼される社会福祉法人を目指し事業運営をすすめていく。

支援業務

法人の基本理念に基づき、利用者支援に対する強い情熱と使命感をもち、利用者ひとり一人の個別のニーズに向き合い、絶えず努力する姿勢をもち支援業務に取り組む。

事業別計画

１．生活介護事業（日中活動の支援）

定員５０名　　現員５０名

平均障害支援区分：５．５

個別支援計画に基づき、個別のニーズへの適切な支援と融通性のある支援を実施することを徹底する。

活動内容については、機能訓練など専門職の導入や利用者からの作業ニーズも多く、内容の充実に努める。高齢利用者には、個々の生活リズムを尊重し、日々の生活にも生きがいのもてる支援を行う。

２．施設入所支援事業

定員５０名　　現員４５名

平成２７年度に２名の退所があり、現在５名減での運営を行っている。平成２８年４月からは、新たな入所利用者２名の受け入れを行う予定である。入所を希望される利用者は多く、居室環境の整備を行いながら、定員数に近い人数での運営を行っていく。

限られた生活環境の中で、プライバシーに配慮しながら、安全で安心して生活していただけるよう工夫する。

３．短期入所事業

定員７名

緊急時や希望される方がいつでも利用していただけるように受け入れを調整す

る。希望があれば、障害種別に関係なく、身体障害者・精神障害者の受け入れを行う。

４．医療・保健支援事業

（１）検診・検査・予防接種

健康診断　年２回実施（５月・１１月）

診断項目：問診・胸部レントゲン・検尿・血圧測定・心電図

・採血（腫瘍マーカー）

歯科検診年１回実施（６月）

その他の検診

病状の変化時などに応じて実施している

インフルエンザワクチン予防接種　年１回実施（１２月）

（２）歯磨き・口腔ケア

毎食後に時間を決めて歯磨き支援を行っている。

口腔内の残渣物を取り除き、発病・病状の悪化を防止する。

（３）感染症対策

外出後や食事前の手洗いや、毎日３回（朝食後・昼食前・夕方）のうがいを徹底する。適宜、消毒液を使用して感染予防に努める。

（４）嘱託医による往診

（安倍整形外科クリニック　安倍先生）

往診日：毎月１回（第２木曜日）

（福島神経科クリニック　　福島先生）

往診日：毎月１回（第１金曜日）

５．栄養管理業務

利用者の健康維持及び増進に努め、他職種間での連携を取りながら、疾患や日々の体調に合わせた食事提供に努める。調理については業務委託しているが、委託会社には利用者の１番の楽しみが食事であるということ、施設ニーズや利用者状況・希望をしっかり伝える。選択メニュー（現在、週に１回）の機会や内容を増やすなど、満足感や心理的な潤いをもたらすことができるよう努める。

６．その他の事業計画

（１）研修計画

①職員の自立性を高める効果を期待し、研修へは積極的に参加をさせる。

②あらためて自分自身を顧みるきっかけとし、利用者支援において異なる視点の習得にもつながる。

③支援力のアップのための他施設の職員とのネットワークづくりにも期待する。
④知識の習得以上に、支援方法の改善可能なものを見つけ出し、効果を発揮して支援に取組んでいくという意識をもって参加するように事前に参加の意図を伝えておく。
⑤研修会参加後は、会議の場で研修報告を行う。

（２）会議

①調整会議　　毎月１回　　各課責任者及び役職者

②支援会議　　適宜
施設長　支援員　看護師　　栄養士

③医療ケア会議　　適宜
施設長　看護師　支援員　嘱託医
・嘱託医による高齢利用者の医療ケアのアドバイスを受けながら、利用者の健康管理に努める。
・継続的にケアの必要な利用者への支援体制や職員の医療知識の向上の勉強会とする。

④給食会議　　月１回　　管理者　看護師　栄養士　担当支援員
委託調理員
給食環境の改善や、給食全般に関する問題点を発見・解決にむけて取り組む。

⑤マナー・接遇委員会　　月１回
・質の高いサービスをいかに提供するのかを問われる時代を認識し、年間目標を掲げ、質の高いサービスの提供を目指す。
・職員が毎月チェックシートで自身の接遇・支援を振り返る。

⑥地域貢献・地域交流委員会　　月１回
・地域住民の一員であるという観点から、利用者・職員が積極的に地域と交流を深める。
・職員力を地域へ還元する。

⑦身体拘束対策委員会　　３ヶ月　１回
構成メンバー：施設長、サービス管理責任者　看護師

担当支援員、嘱託医、ご本人、ご家族

・施設を挙げて利用者の身体拘束対策に取り組むため、身体拘束対策委員会を設置し支援の確認を行う。やむを得ず、拘束が必要な利用者の方については、ご本人、ご家族への説明を行い、同意を得る。

⑧虐待防止委員会　　月１回

構成メンバー：施設長、サービス管理責任者

担当支援員　看護師　栄養士

⑨建築委員会　　月１回

・建て替えにむけて、利用者一人ひとりの豊かな生活の実現のために、また自分たちで施設づくりを行う意識を高め、市内の利用者のニーズに応えられる事業サービスの展開や、地域社会の社会資源としての機能・役割が果たせる施設づくりを目指し、準備をしていく。

（３）苦情解決

苦情解決責任者：施設長

苦情受付担当者：担当職員　山田　敦

第三者委員　　：横山昭仁（僧侶）

・日常の要望・相談に対して、先延ばしや返答を怠らずに誠意をもった対応を心がける。苦情をうかがった場合は、放置せずに速やかに改善を行う。

（４）防災関連

毎月１回実施（夜間訓練年２回）

通報・消火訓練

消防署立ち会いの消防総合訓練（３月）

・災害時を想定した対応策をマニュアル化し、緊急時に備える。各課・各職種それぞれに緊急時の対応（避難・誘導・食糧の備蓄など）に役割を負い、ご利用者の生活に不安を与えることのないよう日頃より準備をしておく。

（５）実習・ボランティア受け入れ

・実習生の受け入れは随時行っていく。

・保育士や教員資格取得のための実習生の受け入れに加えて、ヘルパー資格取得のための実習生の受け入れも行っていく。

・知的障害者への理解に努めるとともに、今後の福祉の担い手としての自覚と意識を指導していく。

（６）地域貢献活動と交流

①施設の福祉車両を活用し、 地域の高齢者の方が安心して外出できるボランティア活動「まごの手本庄」の活動を継続する。

②高齢者のサロンへの送迎や老人会活動の送迎ボランティアは依頼があればいつでもお手伝いする。

③毎年行っている広野小学校の「子どもボランティア」の受け入れを行う。施設行事への参加、夏休み・冬休みには施設ボランティアとしての受け入れを行い、将来の福祉の担い手になるきっかけづくりとする。

④西陵高校の学園祭へのアドバンスの出演、生徒会との交流など積極的に学生との交流を深めて、障害のある方への理解を深めていただく機会とする。学生の施設行事へのボランティアとしての受け入れも行う。

⑤広野小学校・長坂中学校の廃品回収を継続する。

⑥長坂中学校の図書ボランティア・緑化ボランティアには積極的に参加する。

⑦本庄まつりにはバザー出店だけではなく、学生の送迎、テント張りや音響設備の準備・翌日の片付けも積極的に参加し、地域の皆さんが楽しまれるまつりの運営に職員力を活かす。

【就労継続支援Ｂ型事業所　スクラム】

はじめに

平成 21 年 5 月事業開始以来 7 年を経過した現在、本体事業所と３分場により運営している。

本体施設　スクラム
住所　　三田市中内神 427 番地
定員　　30 名　・　現員 28 名
主な作業　　自動車部品の組み立て

分場　　西山作業所
住所　　三田市西山２-10-14　2 階
主な作業　　木工製品の作成販売　　清掃活動
　　小物作りの作成と販売

分場　　アーチ作業所
住所　　三田市下内神 841
主な作業　　クッキー作りと販売・パン作りと販売

分場　　沢谷作作業所
住所　　三田市沢谷字小田 1298
主な作業　　自動車部品の組み立て

以上の 4 作業所にてそれぞれ特徴のある作業により製品作りから販売まで一貫したし就労支援を行っている。

また本年度は 2 名の特別支援学校卒業生が参加することとなりました。新人所員さんについては 4 作業所の選択肢を持ってもらい自分自身に合った作業を行っていただきます。

工賃についても本人の能力に応じた支給を行う出来高払いとなっており、障害の重い方については最低賃金の保証もあり、所員全員がそれぞれの能力に応じた作業内容となっています。

また、今だ実現は出来ていませんが地域への自立に向けての支援、アドバイス、援助を今後も重点的に行い、地域で生活しながら通える所員を一人でも多く輩出したいと考えています。

年間行事計画

年間を通じて楽しみと所員の仲間意識をめばえさせ、ともに就労に対する関心と地域で自立することの楽しみを見出せるように工夫をしている。

28 年

4 月	新人所員歓迎会
8 月	夏祭り
10 月	慰安旅行
12 月	クリスマス会・忘年会

29 年

1 月	新年会

※　年間を通じてメリハリのある行事計画を心がけます。

その他具体的な作業内容

1. 公園清掃　　小野公園の草刈り、ゴミ拾い、トイレ清掃
2. オカパックの詰め合わせ作業
3. ワークチャレンジ事業への参加
4. アンテナショップでの販売参加
5. 自動車部品の組み立て

等、様々な作業を提供しながら所員の地域移行を進めている。

【 ねくすと 】

はじめに

三田市における日中活動支援、居宅介護の事業所として展開し１０年が経過した。

地域で生活をするために一人ひとりのニーズに応じた支援をすることを目標とし、地域の中での位置づけもできてきたが、平日の利用が少ないことや居宅介護事業のヘルパー不足により十分対応できていないことが課題となっている。

今後は、さらにきめ細やかな支援をするために、日課の見直しや個別支援計画の充実を図っていきたい。

組織図

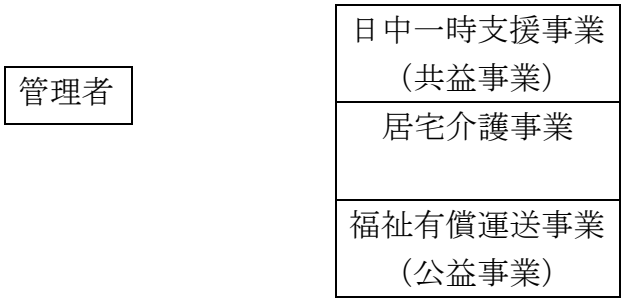

会議

１．支援会議　　月１回

支援における問題点、課題を取り上げ職員間で話し合い、支援に反映させる。職員間での支援の意思統一を図り、緊急時の対応等も再確認しておく。

２．居宅支援会議　　随時

利用者の支援内容、調整事項の検討を行なう。随時、利用者及び保護者からのアセスメントとモニタリングを行い、より良い支援を提供できるよう検討する。

研修計画

１．職員研修

職員の業務内容、研修希望、勤務年数に応じた施設外研修に参加する。研修の内容については支援会議の場で報告を行い、支援に生かすことができるように話し合う。

２．ヘルパー研修　　年３回

利用者、保護者と支援に関わるヘルパーが集まり、要望を確認しながら支援についての情報交換、支援内容、支援計画の見直しをする。

苦情解決

地域支援ゆえ、保護者や近隣住民、学校関係、他関係機関と接する機会が多い。苦情または苦情につながると考えられる事項、要望については早急に内容を確認し対応することを心掛ける。苦情の内容についてはできるだけその日のうちに対応し、早急に解決できるように努める。

権利擁護

自分の意思を主張しづらい障害者の方の希望や想いを受け止め、本人の意向が無視されないように留意する。職員は支援をするにあたり常に一緒に考えていくという姿勢をもつ。地域支援をおこなう事業所として、利用者の権利を侵害することのないよう、また虐待などから障害をもつ方を守る立場に立ち、障害者虐待防止法の内容について常に確認する。

事業概要

１．日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中における生活の場を提供し、見守りや日常生活における支援をするとともに、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として実施する。個別支援計画を本人と保護者の要望を聞き取り作成し、支援計画に沿って支援する。

（１）年間行事計画

月	行　事　内　容
４月	花見
５月	
６月	外出
７月	
８月	
９月	秋祭り
１０月	
１１月	
１２月	クリスマス会
１月	
２月	節分
３月	

（２）日　課

時　間	支援内容
８：００	送迎車出発
９：００	利用者来所、健康チェック
１０：００	創作活動、余暇支援等
１２：００	昼　食
１３：００	創作活動、余暇支援等
１５：００	ティータイム
１７：００	送迎車出発
１８：００	利用者帰宅

２．居宅介護事業

居宅において、日常生活または社会生活を営む事ができるよう本人、保護者とともに個別支援計画を作成し、計画に沿って支援をする。

・居宅介護・・・・・自宅において入浴や排泄、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等生活全般にわたる援助を行う。
・移動介護・・・・・屋外での移動に困難な方が、円滑に外出できるよう移動を支援する。
・行動援護・・・・・行動が困難で常に介護が必要な人のための介助や外出時の移動の補助を行う。
・重度訪問介護・・・重度の障害があり、常に介護が必要な人に対して、自宅での入浴、排泄、食事等の介助や、外出時の補助を行う。
・同行援護・・・・・視覚に障害をもつ方の外出時の援助をおこなう。

３．福祉有償運送事業

福祉車輌で、事業所への通所や通院、外出等の移送を安全運行と整備管理をしっかり行って実施する。

【相談支援事業所「ねくすと」】

はじめに

相談支援事業所「ねくすと」は、障害のある人の人権が尊重され、それぞれが自らの生活を自らの意思で選択・決定し、地域でその人らしい暮らしを実現するための支援をしている。相談支援の対象者は、身体障害、精神障害、発達障害、知的障害、難病の障害のある人で、年齢は幼児から高齢者まで幅広い。相談内容は福祉サービスの利用に関することが中心だが、それよりも障害によってもたらされる生活のしづらさ、学校や就労先、サービス利用事業者等との人間関係の悩み、金銭面、病状や加齢による将来の生活への不安などの相談が多い。利用者それぞれの相談の背景には複数の課題があるため、関係機関とも連携をしながら解決できるよう努めたい。また、24 時間連絡のとれる体制を確保し、緊急時等にも速やかに対応できるように備えたい。

相談支援事業の開始以降、年々担当利用者は増えているが、利用者の置かれている状況、心身の状態、またライフサイクルによってニーズや課題はさまざまである。今後も利用者および家族、関係機関からの相談に応じ、利用者が安心して生活できるよう支援したい。

（１）　職員配置

・管理者兼相談支援専門員　　１名（常勤）

（２）事業内容

１）障害児相談支援

児童福祉法に基づき、障害児通所事業を利用する児童(0 歳～18 歳未満)について、児童および家族の抱える課題の解決、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

・　訪問、電話等による相談
・　福祉サービスの利用援助
・　障害児支援利用計画の作成
・　担当者会議の実施
・　児童および家族状態に応じたモニタリングの実施（毎月、3 ケ月毎、6 ケ月毎）
・　社会資源活用のための支援
・　サービス事業者・学校等からの相談
・　事業所の紹介、情報提供、見学の同行
・　関係機関との連絡、調整

２）特定相談支援

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを利用する利用者(18 歳以上)について、利用者の抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

・　訪問、電話等による相談
・　福祉サービスの利用援助、手続き
・　サービス等利用計画の作成
・　担当者会議の実施
・　利用者の状態に応じたモニタリングの実施（毎月、3 ケ月毎、6 ケ月毎、1 年毎）
・　社会資源活用のために支援
・　福祉サービス事業者・職場等からの相談
・　事業所の紹介、情報提供、見学の同行
・　関係機関との連絡、調整

３）一般相談支援

○ 地域移行支援

入所施設を利用している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行う。

・ 地域生活への移行のための相談および援助
・ 障害福祉サービスの体験的な利用援助
・ ピアサポーターの活用
・ 地域生活の準備のための外出同行支援、入居支援等
・ 関係機関との連絡、調整
・ 担当者会議の実施
・ 地域移行支援計画の作成

○ 地域定着支援

単身等で生活している障害者が安心して地域生活を送れるように、24 時間電話連絡のとれる体制を確保し、緊急時等の支援を行う。

・ 緊急時、本人および家族、関係機関等からの依頼により対応する。
・ 緊急時に備えた予防的対応
・ 訪問、電話、メールによる相談
・ 関係機関との連絡、調整
・ 担当者会議の実施
・ 地域定着支援計画、台帳の作成

４）その他の事業

・ 障害支援区分認定調査の受託
・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業等に関する情報提供、利用の援助

（３）研　修

相談支援の質の向上を目指し、外部研修への参加、月 1 回行われる三田市相談支援連絡会に参加し、他相談支援事業所との事例検討・情報交換等により自己研鑽に努める。また、相談内容として就労関係、金銭管理、発達障害児・者への支援、障害福祉サービスから介護保険制度の移行について利用者からの相談が増えているため、相談に応じられるよう知識を習得する。

【かがやきさんだ】

はじめに

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を開始して４年が経過。

発達障害の児童の利用も増えたことから、これまで以上に障害の特性に応じた支援を行うことや、医療的なケアを必要とする重度心身障害児の受け入れもあるので特に安全面、健康面に配慮した支援が課題となってきている。

今後も、幅広い障害に対応できるように専門性を養い、個別支援計画を充実させ、個々に応じた支援ができるように家族や学校、関係機関と連携を取りながら進めていきたい。

組織図

管理者(1名)　兼務

サービス管理責任者（1名）

保育士（常勤２名）
指導員（常勤・兼務１名）
指導員（非常勤４名）

１．事業内容

（１）児童発達支援（定員５名）

就学前の障害をもつ幼児の療育の場とする。

保育士により障害特性へのきめ細かい配慮を行い、個々に応じた適切な支援を実施する。

開室時間　　月～金、日　　９時～15時00分

契約者数　　約２５名

（２）放課後等デイサービス（定員１５名）

小・中・高の障害児に対し、放課後・長期休暇において生活支援等を継続的に提供し、遊びや学習を通して様々な生活・社会体験ができるための支援を行う。

開室時間　　月～日　　９時～１８時

契約者数　　約９０名

・放課後、各学校へ迎えに行く。
・到着後は学習の補助、身辺の介助、遊び等の支援を行う。
・個別支援計画を作成し、支援計画に沿って実施する。
・余暇の過ごし方を学ぶ。
・希望者にはサービス終了後自宅へ送る。
・学校、各サービス事業所と連携して支援する。

２．年間行事

	行事内容	備　考
４月	花見　イチゴ狩り	
５月	子供の節句　運動会	運動会のみ保護者参加
６月		
７月	七夕	
８月	夏祭り	
９月	秋のお楽しみ会	保護者参加
１０月		
１１月		
１２月	クリスマス会	
１月		
２月	節分	
３月	ひな祭り　卒所日帰り外出	

３．日課

（１）児童発達支援

時　間	日　　課	支援項目
９：００	お迎え、来所	マット遊び
９：３０	手洗い、うがい、排泄	ジャングルジム
	自由遊び、水分補給	すべり台
１０：００	朝の会	ボールプール
１０：１５	保育	積木
１１：３０	排泄、手洗い、給食準備	紙芝居
１１：４５	昼食	歌、手遊び
１２：３０	片付け	絵カード
１３：００	自由遊び（外遊び）	絵本
１４：００	終わりの会、帰宅準備	散歩
１５：００	送り	等

（２）放課後等デイサービス

時　間	放課後	休　日
９：００		お迎え、来所
		手洗い、うがい、水分補給
		自由遊び、宿題
１１：３０		昼食準備
１２：００		昼食
１２：４５		片付け
１３：００		個別支援、自由遊び
１４：３０	学校迎え	
	手洗い、うがい	
	宿題、自由遊び、個別支援	
１７：００	送り	送り
１８：００	帰宅	帰宅

【 光耀会クラブ 】

はじめに

平成２６年４月よりグループホームの制度が変わり新しく介護サービス包括型事業に移行した。この制度は障害の度合いにより運営していたホームを重度の障害者にも対応できる制度にと介護型サービス型と外部サービス利用型サービスの２分化することにより、地域で暮らす障害者がその障害の重さにより暮らしやすい制度へと変更した。わが法人は包括型を選択し、障害の軽さ、重さは関係なく地域でその人その人の生き方がサポートできる事業を行うこととなった。地域に出ていきたい人にはヘルパーが使え、障害の重い方には医療的ケアーが受けられるそんなグループホームに変貌してきた。

障害者の地域生活・地域移行の「受け皿」として重要なグループホームについては、全国で整備が進められ、平成２７年４月時点で約１０万人が利用しているが、必要な人が利用できるよう、サービス量の確保と利用者の重度化・高齢化への対応を進めていく必要がある。また、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、一人暮らしに向けた支援の検討も課題である。

本年度の予定

１．光耀クラブの改築

・ 現在の利用者も高齢化になってきたためバリアフリーへの改築

・ 重度者の方の暮らせる部屋作り

以上の条件を勘案し、約２０名の利用者が利用できるホーム作りを目指す。

２．サービス管理責任者の専属配置　　（定員３３名、現員２９名）

定期的な巡廻による利用者の状況把握及び各世話人との調整

３．夜勤体制の整備

夜勤者不足の事業所に夜勤者を配置

４．サテライト型の導入

一人暮らし希望者に対する支援